

ショートステイ博愛 料金一覧表

1 指定短期入所の提供に係る料金

利用料金は、次表のとおりです。

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	11,040円	9,690円	8,350円	7,720円	7,000円
利用者負担額	1,104円	969円	835円	772円	700円

② 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	7,910円	7,190円	5,130円	4,380円	3,700円
利用者負担額	791円	719円	513円	438円	370円

③ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	9,690円	8,040円	7,000円
利用者負担額	969円	804円	700円

④ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	7,190円	4,750円	3,700円
利用者負担額	719円	475円	370円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
常勤看護職員等 配置加算	100円	左記の1割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導等を行った場合、利用1日につき加算されます。
緊急短期入所 受入加算	1,800円	左記の1割	緊急に短期入所を受ける必要があるものを受け入れた場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
短期利用加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階(開始から30日間/1年につき)において、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円	左記の1割	食事提供体制加算の対象となる利用者に事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,500円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
特別重度支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)6,100円 (Ⅱ)2,970円 (Ⅲ)1,200円	左記の1割	医療ニーズの高い障がい児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を行った場合、利用1日につき加算されます。
医療的ケア対応 支援加算	1,200円	左記の1割	医療的ケアを必要とする利用者を1名以上受け入れる場合、利用1日につき加算されます。

2 その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用	朝食:1食につき 380円(うち食材料費 220円)
	昼食:1食につき 470円(うち食材料費 310円)
	夕食:1食につき 460円(うち食材料費 300円)
居室に係る光熱水費	1日につき 330円
シーツ・カバー交換料	1回につき 720円
エアマットレス使用料	1日につき 60円
日用品費の実費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額